

長崎原爆資料館観覧料減免取扱一覧表

長崎原爆資料館条例施行規則		備 考	必要書類	減免額
第18条	対 象			
第1号 ア	県内の小学校、学童保育、 中学校 ※高校、大学、高専除く	県内に所在する学校教育法第1条に規定する学校の児童若しくは生徒で、学校行事として入館する者	減免申請書	全額
		県内に所在する学校教育法第1条に規定する学校の児童若しくは生徒で、土曜日、日曜日及び祝日に入館する者	生徒手帳その他、 県内の学生であることを確認できるもの	全額
第1号 イ	特別支援学級の児童又は生徒	学校教育法81条に規定する特別支援学級の児童または生徒	減免申請書	全額
第1号 ウ	身体障害者手帳所持者	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者	身体障害者手帳	全額
第1号 エ	精神障害者保険福祉手帳所持者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付された精神障害者保険福祉手帳を所持する者	精神障害者保険福祉手帳	全額
第1号 オ	生活保護受給者	生活保護法第12条に規定する教育扶助を受けている被保護者及びその被保護者と同一の世帯に属する者	減免申請書	全額
第1号 カ	健康手帳を所持する 60歳以上の者	健康増進法第17条第1項の規定に基づく健康増進事業により交付された被爆者健康手帳を所持する者	健康手帳 ※身分証も可	全額
第1号 キ	被爆者健康手帳所持者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第2項の規定により交付された被爆者健康手帳を所持する者	被爆者健康手帳	全額
第1号 ク	療育手帳所持者	療育手帳制度要綱の規定により交付された療育手帳を所持する者	療育手帳	全額
第1号 ケ	高齢者生き生きカード (老人福祉カード)所持者	長崎市が発行した高齢者生き生きカード(老人福祉カード)を所持する者 ※市内在住60歳以上に交付	老人福祉カード ※身分証も可	全額
第1号 コ	身体障害者、精神障害者、療育手帳所持者の介護者	ウ、エ、又はクに掲げる者を介護する者	観覧券売り場で確認	全額
第1号 サ	県内に在留する外国人留学生	住民基本台帳法第5条の規定により県内の市又は町の住民基本台帳に記録されているものであって、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カードを所持し、同法第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者	在留カード	全額
第1号 シ	8月9日に入館する者	8月9日は展示室を無料開放する		全額
第2号	割引券所持者	各種割引券を所持する者	割引券	割引券 記載額
第3号	その他市長が特別の理由があると認める者	①本市を通しての視察	減免申請書	全額
		②本市が実施する事業の参加者		
		③修学旅行及び学校行事関係の事前視察者及び引率者		
		④旅行業者、旅客輸送業者(バス・タクシー・鉄道・船舶・航空等)		
		⑤団体旅行の添乗員・ガイド・運転手	観覧券売り場で確認	
		⑥長崎市原子爆弾被災資料協議会又は長崎原爆資料館運営審議会の委員		
		⑦ボランティアガイド(長崎平和ガイド、平和案内人、長崎検定合格者)	事務室で受付	
		⑧報道機関・雑誌等の取材関係者	市政モニター証	
⑨市政モニター	認定カード			
⑩長崎市観光大使	受診者証			
⑪第一種健康診断受診者証を所持する者	受診者証			
⑫第二種健康診断受診者証を所持する者	受給者証			
⑬被爆体験者医療受給者証を所持する者				

※減免申請書は事前に提出。それ以外の書類については当日、観覧券売り場で提示